

地域を盛り上げるイベントを寄附で応援！

～ 地域を応援する気持ちをかたちに ～

ふるさと納税(ガバメントクラウドファンディング)とは？

- ✓ あなたの寄附が、地域の未来につながる！
- ✓ 実質2,000円の負担で地域貢献できる！
- ✓ 寄附金のうち2,000円を超える部分は、所得税や住民税から全額控除(上限あり)！

事例【3人家族の場合】

- ・夫婦、子(中学生)一人
- ・年収 500万円
- 上限額:6万円(目安)

知っておきたい重要ポイント

①自己負担は実質2,000円

複数のイベントにご寄附いただいても、上限額の範囲内であれば、自己負担の合計は2,000円です。

②控除上限額は人それぞれ

ご本人の年収や家族構成(配偶者の有無、子どもの年齢など)によって、控除される最大枠(上限額)が異なります。

10,000円を寄附すると(一例)

寄附した金額から2,000円を除いた分は、所得税と住民税から控除されます。

※控除を受けるには「確定申告」か「ワンストップ特例制度」を利用した手続きが必要です。

【寄附金】	【寄附金内訳】	【控除の割り振り】	
ふるさと納税 寄附金 10,000円	控除額 A 8,000円 自己負担額 2,000円	B 800円 C+D 7,200円	所得税からの控除額 B 住民税からの控除額 C+D

内容	計算式 <>内は1万円寄附した場合の金額目安
A 控除額(計算の元となる額)	寄附金 - 自己負担額 (=2,000円) <8,000円>
B 所得税からの控除額	$A \times \text{「所得税の税率」}$ ※19歳までは復興特別所得税率を加算 <800円>
C 住民税からの控除額(基本分)	$A \times 10\%$ <800円>
D 住民税からの控除額(特例分)	$A \times (100\% - 10\%(\text{基本分}) - \text{所得税の税率})$ <6,400円>

総務省「ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税のしくみ(税金の控除について)」をもとに作成

「ふるさと納税ポータルサイト」はこちら



お問合せ：浜松市中央区西行政センター入野協働センター

Tel053-449-2396